

令和8年度

義務教育教員志願者の社会福祉施設における介護等体験

関 係 書 類

- ・ 実施要綱 . . . P1 ～ 6
- ・ 様式（1～10） . . . P7 ～ 19
- ・ 週間コード表（別表 1） . . . P20
- ・ 種別コード表（別表 2） . . . P21
- ・ 地域コード表（別表 3） . . . P22
- ・ コード表の設定について . . . P23
- ・ 参考資料 . . . P24 ～ 32
- ・ 令和8年度年間スケジュール . . . P33
- ・ 受入調整システムを活用した手続きの流れ . . . P34～35

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

義務教育教員志願者の社会福祉施設における介護等体験 実施要綱

社会福祉法人山形県社会福祉協議会

1. 目 的

この要綱は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年6月18日法律第90号）」の施行にもとづき、教諭の普通免許状取得希望者に、社会福祉施設や老人保健施設等（以下「社会福祉施設等」という。）での「介護等の体験」を行わせることとなったことに伴い、山形県内の社会福祉施設等での受入れの調整を山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うことにより、「介護等の体験」の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 制度の適用及び対象者

平成10年度の大学及び文部大臣の指定する教員養成機関（以下「大学等」という。）の入学者から適用し、平成10年度以降に小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者（以下「学生」という。）とする。

3. 「介護等の体験」の指定施設及び内容等

(1) 「介護等の体験」の指定施設

- ① 社会福祉施設・・・保育所等を除く社会福祉施設
- ② その他の施設・・・老人保健施設、指定国立療養所等

(2) 内 容

高齢者、障がい者等に対する介護、介助のほか、話し相手、散歩の付き添い等の体験、あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接接することはないが、受入れ施設の職員に必要とされる業務の補助も含む幅広いものとする。

(3) 「介護等の体験」の時期及び期間

学生が18歳に達した後、原則として月曜日から金曜日の連続した5日間とする。

4. 県社協の調整業務

(1) 大学等からの介護等体験申込みの受付

大学等からの介護等体験の申込みは、原則県社協ホームページの介護等体験受入調整システム（以下「システム」という。）により受け付ける。システムによる申込みができない等の場合は、「介護等体験申込書（様式1ー①）（様式1ー②）」により受け付けるものとする。なお、「介護等体験申込書（様式1ー①）」により受け付ける場合は、あらか

じめ大学等において「介護等体験申込書（様式1-②）」により学生からの希望をとりまとめ、大学等で一括して申し込むものとし、原則として学生個人からの申込みは受け付けない。

(2) 社会福祉施設等からの介護等体験年間受入計画の受付

社会福祉施設等からの介護等体験の受入れ申込みは、システムにより受け付ける。システムによる申込みができない等の場合は、「介護等体験年間受入計画書（様式2）（様式2の付）」により受け付けるものとする。

(3) 調整、通知事務

大学等から受け付けた介護等体験申込みと、社会福祉施設等からの介護等体験年間受入計画をもとに調整を行い、その結果を「介護等体験受入決定通知書（様式3）」により大学等及び受入れ社会福祉施設等に通知する。

「介護等体験申込書」による申込みがあった場合は、学生の利便性を考慮し、地域、時期、施設種別をもとに調整を行う。

(4) 大学等への年間体験状況の報告

年度末に、「介護等体験終了報告書（様式6）」により大学等に対し学生の年間体験状況の報告を行う。

(5) 基本台帳の作成、保管

大学等から申込みのあった学生については、「介護等体験受入調整管理表（様式5）」（基本台帳）を作成し一定期間保管する。

5. 社会福祉施設等の業務

(1) 施設情報の登録・編集

社会福祉施設等は、システムを利用し、施設情報を登録・編集する。あるいは、「介護等体験年間受入計画書（様式2）」を作成する。

(2) 介護等体験年間受入計画の作成

社会福祉施設等は、介護等体験年間受入計画をシステムを利用し登録する。システムによる登録ができない場合は、介護等体験年間受入計画書（様式2の付）」を作成し、県社協に「介護等体験年間受入計画書（様式2）」を付して送付する。

(3) 「介護等の体験」の内容

「介護等の体験」は、学生の希望や社会福祉施設等の事情に応じ、次に例示するような無理のない内容とする。

なお、社会福祉施設等の敷地外で社会福祉施設等が主催する行事等についても「介護等の体験」の範囲に含む。

- ① 高齢者、障がい者及び児童に対する介護、介助
 - ② 高齢者、障がい者及び児童の話し相手
 - ③ 散歩の付き添いなどの交流等の体験
 - ④ レクリエーションや運動会等の行事の手助け
 - ⑤ 掃除や洗濯など、障がい者等と直接接するわけではないが、受け入れる社会福祉等の職員に必要とされる業務の補助など
- (4) 「介護等の体験」の時間
- 「介護等の体験」の1日当たりの時間は、原則として8時30分から17時00分の範囲内で受け入れ施設の業務内容等を勘案し適切な時間を確保する。
- (5) 「介護等の体験終了報告書」の提出
- 「介護等の体験」を終了した後、当該社会福祉施設等の長は、システムを利用し終了した旨の報告を県社協に行う。システムで報告できない場合は、「介護等体験終了報告書（様式4）」を提出する。
- (6) 「介護等体験費用 送金口座確認票」の提出
- 「介護等の体験」を終了した後、当該社会福祉施設等の長は、システムに介護等体験費用の送金口座を入力する。システムに入力できない場合は、「介護等体験費用 送金口座確認票（様式8）」を県社協に提出する。
- (7) 社会福祉施設等に帰属する理由により、学生が「介護等体験」を継続することが出来なくなった場合は、当該社会福祉施設等がその責務を負うこととする。

6. 大学等の業務

- (1) 大学等情報の登録・編集
- 大学等は、システムを利用し、大学情報を登録・編集する。システムを利用できない場合は、「介護等体験申込書（様式1-①）」を作成する。
- (2) 学生からの介護等体験申込の受付
- 大学等は、システムを利用して学生情報を入力して学生ID・パスワードを発行し、学生が体験申込みの入力ができるよう準備を行う。システムが利用できない場合は、学生に対し「介護等体験申込書（様式1-②）」の提出を求める。
- (3) 介護等体験申込の取りまとめ
- 大学等は、システムに入力された学生の情報に不備等がないか確認する。学生がシステムに入力できない場合は「介護等体験申込書（様式1-②）」を取りまとめ、県社協に「介護等体験申込書（様式1-①）」を付して送付する。
- (4) 学生に対するオリエンテーション等での指導

大学等は、県社協から調整結果の報告を受け、当該学生にオリエンテーション等を通じ、「介護等の体験」実施のための指導と援助を行う。特に「介護等体験申込書」を使用して申込みを行った場合、希望通りとならないことが予想されるため、あらかじめ学生にはその旨を理解できるよう十分に説明を行う。

- ① 「介護等の体験」は、原則として月曜日から金曜日の連続した5日間とする。申込希望が夏期休暇等特定の時期に集中しすぎないよう学生に勧奨し、年間を通して調整する。
- ② 本県に帰省先を有する県外の学生は、「介護等の体験」を本県で行うことができるものとする。
- ③ 「介護等の体験」が円滑に行えるよう、大学等は学生に対してオリエンテーションを実施する。
- (5) 大学等は、受入施設に対しあらかじめ受入れ依頼等の連絡調整を図り、学生の介護等体験が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (6) 大学等は、承認の後、介護等体験を辞退・中止・変更する学生があらわれた場合は、「介護等体験（辞退・中止・変更）報告書（様式 7）」により、速やかに社会福祉施設等及び県社協に報告する。
- (7) 大学等は、「介護等体験受入決定通知書（様式 3）」による受入れ決定後に大学等又は学生の都合により変更があった場合は、直接当該大学等と社会福祉施設等で調整のうえ決定するものとする。この場合、大学等は変更後の内容について「介護等体験（辞退・中止・変更）報告書（様式 7）」により、速やかに県社協へ報告する。
- (8) 学生・大学等は、「介護等体験」の期間中、受入先社会福祉施設等の規則を遵守し、指示に従うこと。
- (9) 学生・大学等は、「介護等体験」上知り得た情報や個人情報を、「介護等体験」の遂行以外の目的で使用せず、第三者に漏洩しないこと。
- (10) 学生の過失等により、当該社会福祉施設等の日常業務に支障をきたした場合は、その責務は大学等が負うこととする。

7. 「介護等の体験」の費用

- (1) 社会福祉施設等での「介護等の体験」に要する費用はあらかじめ大学等において学生から徴収し、受入決定後に県社協の指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。
「介護等の体験」の費用は、調整費用も含め、学生一人につき 10,000 円とする。
- (2) 社会福祉施設等への「介護等の体験」に要する費用は、上記（1）の学生一人につき 5,000 円とし、社会福祉施設等から「介護等の体験」終了の報告があった後、県社協か

ら 3 月上旬頃までに当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。

- (3) 学生が「介護等の体験」時に社会福祉施設等でとる昼食等は、学生による実費負担とし、当該社会福祉施設等が直接本人から徴収する。
- (4) 特別の事情により、実施予定日に体験できなかった場合の費用については、別の体験日を調整し充当する。
- (5) 受入決定後に学生・大学等の都合により、体験の実施前にやむを得ず辞退した場合、5,000 円を大学等を通して返金する。ただし、無断欠席、体験途中での辞退および介護等体験中の学生の態度に著しい問題があり中止した場合は返金しないものとする。
- (6) 災害発生や感染症拡大等の理由により「介護等体験」の実施が不可能となった場合、当該社会福祉施設等、大学等、県社協間で合意のうえ、体験費用の全額又は一部を大学等を通し返金する。

8. 「証明書」の発行

社会福祉施設等の長は、学生から申し出があったときは、「介護等体験」を終了したことを証明するため、「証明書（様式 9）」に必要事項を記入・捺印したうえ、これを発行する。なお、「証明書（様式 9）」は学生が持参するものとする。

9. 「同意書」の提出について

必要に応じて、学生は受入先社会福祉施設等へ「同意書（様式 10）」を提出する。

10. 「介護等の体験」に伴う保険への加入及び健康管理等について

(1) 賠償責任保険等の対応

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応する賠償責任保険等については、派遣する大学等で対処する。

(2) 健康管理等

- ① 学生は、社会福祉施設等での「介護等の体験」実施時に、利用者等の健康管理のため、健康診断書（当該年度）の写しを提出するものとする。
- ② 社会福祉施設等の利用者のプライバシーや感染症への対応については、大学等や社会福祉施設等で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行う。

11. その他の留意事項

「介護等の体験」の受け入れを円滑に行うため、派遣の対象となる学生を指定するなど、

学生の派遣数が年度により大幅に変動することのないよう考慮することとし、年次毎の段階的かつ計画的な実施が必要である。

12. その他

本要項に定めのない事項については、必要に応じ関係機関・団体等と協議して定める。

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
平成 21 年 3 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
令和 1 年 11 月 1 日	一部改正
令和 3 年 12 月 1 日	一部改正
令和 7 年 4 月 1 日	一部改正
令和 8 年 4 月 1 日	一部改正

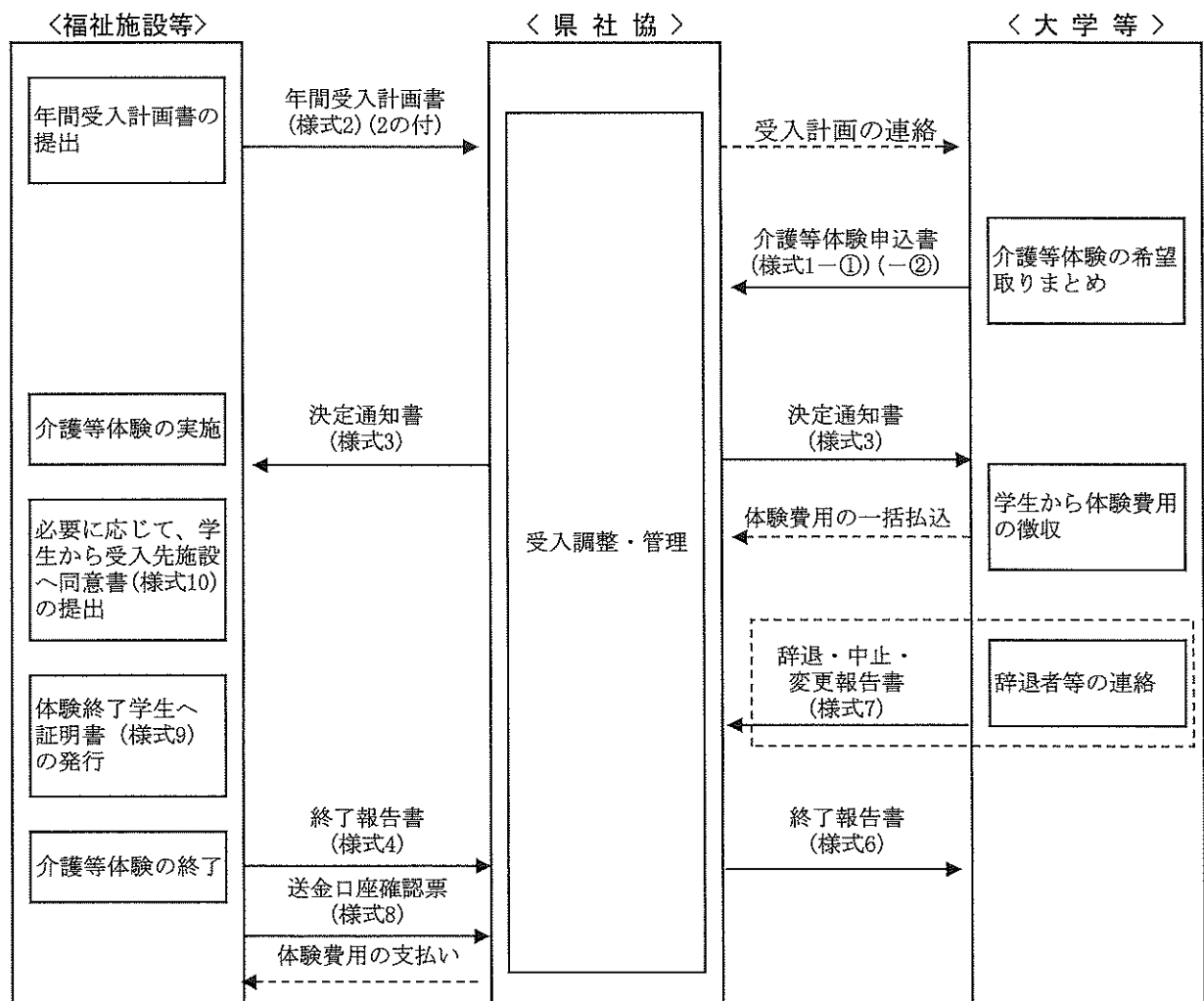
介護等体験様式例

- 様式1-① 「介護等体験申込書」 (大学等→県社協)
 様式1-② 「介護等体験申込書」 (体験申込者用)
 様式2 「介護等体験年間受入計画書」 (福祉施設→県社協)
 様式2の付 「介護等体験実施施設の教育免許志願者の体験受入可能人数調べ」
 様式3 「介護等体験受入決定通知書」 (県社協→福祉施設、大学等)
 様式4 「介護等体験終了報告書」 (福祉施設→県社協)
 様式5 「介護等体験受入調整管理表」 (県社協常備)
 様式6 「介護等体験終了報告書」 (県社協→大学等)
 様式7 「介護等体験辞退届」 (大学等→福祉施設、県社協)
 様式8 「介護等体験 送金口座確認票」 (福祉施設→県社協)
 様式9 「証明書」 (福祉施設→体験終了者)
 様式10 「同意書」 (学生→福祉施設)

別表1 「週間コード表」

別表2 「種別コード表」

別表3 「地域コード表」



※ 各種様式は、県社協ホームページからダウンロード可能。

(様式1－①)

(大学等→山形県社会福祉協議会)

年 月 日

山形県社会福祉協議会 御中

大学等名 _____

学長名 _____

介護等体験申込書

大学等名	
設置主体 (法人名)	
住 所 (連絡先)	〒 Tel. _____ 担当者名 : _____ Fax. _____ Mail. _____
備考	

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る介護等の体験」について、
下記により申し込みます。

A. 総 括 表

申込学生総数	人	体験総日数	延べ 日
体験費用	総額 円 (@	円×体験総日数延日分)	

B. 体験申込書 (様式1－②) (別 紙)

(様式 1 - ②)

(体験申込者用)

大学等名	
整理番号	

介 護 等 体 験 申 込 書

1 体験申込者情報

氏名	(フリガナ)		
生年月日	(西暦)	年 月 日生	性別 男 ・ 女
現住所	〒 — TEL — —		
体験期間中 連絡先 (帰省住所等)	〒 — TEL (携帯) — —		
※現住所と同じ場合は記入の必要はありません。 ※電話番号は、携帯電話の番号を御記入ください。			

2. 希望内容 (第 1、第 2 希望を記入のこと)

	第 1 希望		第 2 希望	
期 日	週間コード (2 桁)		週間コード (2 桁)	
	月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日	
種 別	種別コード (4 桁)		種別コード (4 桁)	
	略 記		略 記	
地 域	地域コード (5 桁)		地域コード (5 桁)	
	市町村名		市町村名	

※「期日」は、5 日間連続(月曜日～金曜日)を原則とします。(別表 1) を参照のうえ該当する週間コードを記入してください。これにより難しい場合には、具体的な期日を記入してください。
 ※「種別」は、(別表 2) を参照のうえ、種別コード及び施設種別の「略記」を記入してください。
 ※「地域」は、(別表 3) を参照のうえ、地域コード及び市町村名を記入してください。
 ※希望内容と施設の受け入れ状況が合致しない場合、再調整いたします。

備考 (希望内容等特記)

(様式2)

(福祉施設→山形県社会福祉協議会)

年 月 日

介護等体験年間受入計画書

山形県社会福祉協議会 御中

※ 県社協記入

種別コード		地域コード	
-------	--	-------	--

A. 基本情報

施設名			
施設長名		施設種別	
住所 (連絡先)	〒 担当者名: _____ Tel. _____ Mail. _____ Fax. _____		
備考			

B. 学生の施設への交通手段

電車	_____ 駅より徒歩約 _____ 分
バス	(_____) 線 _____ バス停より徒歩約 _____ 分
自家用車の 使用	可 ・ 不可 (○をつけてください)
その他	☐ 公共交通機関等の利用が不便につき、事前相談を要する。 ※ 事前相談を要する場合は、チェックを入れてください。

令和8年度 介護等体験実施施設の教員免許志願者の体験受入可能人数調べ

施設種別

施設名称

施設住所

担当者氏名

各週別 (月～金)	受入可能人員	祝日	各週別 (月～金)	受入可能人員	祝日	各週別 (月～金)	受入可能人員	祝日
(15) 7/6～10			(27) 9/28～10/2			(39) 12/21～25		
(16) 7/13～17			(28) 10/5～9			(40) 12/28～1/1		※1/1
(17) 7/20～24		※7/20	(29) 10/12～16		※10/12	(41) 1/4～8		
(18) 7/27～7/31			(30) 10/19～23			(42) 1/11～15		※1/11
(19) 8/3～7			(31) 10/26～30			(43) 1/18～22		
(20) 8/10～14		※8/11	(32) 11/2～6		※11/3	(44) 1/25～29		
(21) 8/17～21			(33) 11/9～13			(45) 2/1～5		
(22) 8/24～28			(34) 11/16～20			(46) 2/8～12		※2/11
(23) 8/31～9/4			(35) 11/23～27		※11/23	(47) 2/15～19		
(24) 9/7～11			(36) 11/30～12/4					
(25) 9/14～18			(37) 12/7～11					
(26) 9/21～25		※9/21～23	(38) 12/14～18			計	人	
備考								

《記入にあたって》

- ① 介護等体験は、原則として月曜～金曜までの連続した5日間の受け入れをお願いいたします。
例えば、(15)7/6～10の週に受け入れ可能な人員が3人であれば、「受入可能人員」の欄に「3」と記入ください。
- ② 「各週別(月～金)」欄の()内数字は、令和8年度の週別を順序化したもので、7/6～10の週は第15週となります。7/6～10の週は第15週となります。
なお、この数字が「週間コード番号」となります。
- ③ ※印は祝日です。祝日の受け入れが困難な場合は、翌週のいずれかの日に振り替えての受け入れをお願いいたします。
- ④ 体験場所の住所が申込先の住所と異なる場合は、必ず備考欄にその旨を記載してください。
- ⑤ その他、特記事項があれば備考欄に記入してください。
- ⑥ 体験週を決めず、人数のみ調整いただける場合は、その旨備考欄に記載して下さい。
体験受入可能人数入力欄には、受け入れ可能な週に、受け入れ可能な人数の実数を御入力ください。複数の週にまたがる受け入れ可能人数の入力
(例：「第15週～第18週の間で2名」という対応)はできません。

(様式3)

(山形県社会福祉協議会→福祉施設、大学等)

年 月 日

大学等名 御中

施設名 御中

山形県社会福祉協議会事務局長

介護等体験受入決定（変更）通知書

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る介護等の体験」について、
下記により決定（変更）しましたので通知いたします。

記

A. 総括表

決定学生数	人
-------	---

B. 体験決定者

①	学 生 氏 名		生年月日	年 月 日	性別	
	学 生 住 所	〒 Tel. _____				
	体 験 期 日	月 日 ~ 月 日 (第 週)				
	大 学 等 名					
	受入施設名		種別		施設長	
	施 設 住 所	〒 Tel. _____ 担当者名 _____ Fax. _____ Mail. _____				
	備 考					
②	学 生 氏 名		生年月日	年 月 日	性別	
	学 生 住 所	〒 Tel. _____				
	体 験 期 日	月 日 ~ 月 日 (第 週)				
	大 学 等 名					
	受入施設名		種別		施設長	
	施 設 住 所	〒 Tel. _____ 担当者名 _____ Fax. _____ Mail. _____				
	備 考					

(様式4)

(福祉施設→山形県社会福祉協議会)

年 月 日

山形県社会福祉協議会 御中

施設名

施設長名

介護等体験終了報告書

本施設において下記学生が介護等体験を終了したことを報告します。

記

A. 総括表

学生	総数	人	延べ体験日数	日
----	----	---	--------	---

B. 体験終了者 (月 日 ~ 月 日)

	氏 名	大学等名	体 験 期 間	備考
1			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
2			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
3			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
4			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
5			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
6			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
7			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
8			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
9			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
10			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
11			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
12			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
13			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
14			月 日 ~ 月 日 (第 週)	
15			月 日 ~ 月 日 (第 週)	

請求金額	円 (1日あたり@1,000円 × 延べ体験日数 日)
------	-------------------------------

(様式6)

(山形県社会福祉協議会→大学等)

年 月 日

大学等名 御中

山形県社会福祉協議会事務局長

介護等体験終了報告書

下記学生が介護等体験を終了したことを報告します。

記

A. 総括表

学生総数	人	延べ体験日数	日	施設への振込総額	円
------	---	--------	---	----------	---

B. 体験終了者

(月 日 ~ 月 日)

	氏 名	体 験 期 間	受入施設	備考
1		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
2		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
3		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
4		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
5		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
6		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
7		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
8		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
9		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
10		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
11		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
12		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
13		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
14		月 日 ~ 月 日 (第 週)		
15		月 日 ~ 月 日 (第 週)		

(様式7)

年 月 日

山形県社会福祉協議会 御中
社会福祉施設 御中

大学等名 _____

学 長 名 _____

介護等体験（辞退・中止・変更）報告書

先に決定通知のあった介護等体験の学生について、下記の理由により（辞退・中止・変更）しましたので報告します。

介護等体験（辞退・中止・変更）の学生氏名、理由等

学生氏名			
受入施設名（担当者名）			
体験期間	当初予定	年 月 日 ～ 月 日	
	変更後	年 月 日 ～ 月 日	
辞退・中止・変更理由			

- ※1 （辞退・中止・変更）の該当するものを○で囲むこと。
- ※2 辞退の場合は体験期間の変更後欄への記入はしないこと。
- ※3 事前に当該大学等と社会福祉施設等で調整のうえ県社協あて報告すること。

(様式8)

介護等体験費用 送金口座確認票

施設名														
連絡先	住所 〒													
	TEL :						FAX :							
連絡担当者														
金融機関名														
店舗名														
預金種別	普通 ・ 当座 (○をつけてください)													
口座番号														
(フリガナ) 口座名義														
適格請求書発行 事業者登録番号	T													☐ 登録なし
	※適格請求書発行事業者は、登録番号を御記入ください。 ※登録番号がない場合は、「登録番号なし」にチェックを記載してください。													
※連絡事項がありましたらご記入ください。														

(様式 9)

証 明 書

本籍地
氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間	学校名又は施設名 及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名 及び印
年 月 日～ 年 月 日 (日間)			

備考 1「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

備考 2「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障がい者の介護等」等の区分を記入すること。

(様式10)

(学生→受入先社会福祉施設等)

年 月 日

受入先社会福祉施設長 様

大学等名 _____

学 生 名 _____

学 生 住 所 _____

学生連絡先 _____

介護等体験同意書

体験事業所	
体験実施日※	月 日 () ~ 月 日 () 5日間
介護等体験を受けるにあたって、下記の事項に同意します。 記 1. 介護等体験期間中は、受入先施設の規則等を遵守します。 2. 介護等体験期間中は、受入先施設の指示に従います。 3. 介護等体験期間中の通勤費、食費その他体験に要する費用は、自己負担とします。 4. 介護等体験上知り得た情報は、介護等体験の遂行以外の目的で使用せず、第三者に漏洩しません。 5. 介護等体験期間中に過失等により、受入先施設へ損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負うものとします。 6. やむを得ない事情で、介護等体験を休止又は中止する時は、必ず受入先施設の担当者へ連絡します。 令和 年 月 日 同意者氏名 (自署) 印	

※決定通知書を参考に、介護等体験実施日程を記入してください。

(別表1)

令和8年度「週間コード表」(各週 月～金)

R8年 4月	第1週 01 4/1～3	第2週 02 4/6～10	第3週 03 4/13～17	第4週 04 4/20～24	第5週 05 4/27～5/1 ※4/29
5月	第6週 06 5/4～8 ※5/4～5/6	第7週 07 5/11～15	第8週 08 5/18～22	第9週 09 5/25～29	
6月	第10週 10 6/1～5	第11週 11 6/8～12	第12週 12 6/15～19	第13週 13 6/22～26	第14週 14 6/29～7/3
7月	第15週 15 7/6～10	第16週 16 7/13～17	第17週 17 7/20～24 ※7/20	第18週 18 7/27～31	
8月	第19週 19 8/3～7	第20週 20 8/10～14 ※8/11	第21週 21 8/17～21	第22週 22 8/24～28	第23週 23 8/31～9/4
9月	第24週 24 9/7～11	第25週 25 9/14～18	第26週 26 9/21～25 ※9/21～23	第27週 27 9/28～10/2	
10月	第28週 28 10/5～9	第29週 29 10/12～16 ※10/12	第30週 30 10/19～23	第31週 31 10/26～30	
11月	第32週 32 11/2～6 ※11/3	第33週 33 11/9～13	第34週 34 11/16～20	第35週 35 11/23～27 ※11/23	第36週 36 11/30～12/4
12月	第37週 37 12/7～11	第38週 38 12/14～18	第39週 39 12/21～25	第40週 40 12/28～1/1 ※1/1	
R9年 1月	第41週 41 1/4～8 ※1/11	第42週 42 1/11～15	第43週 43 1/18～22	第44週 44 1/25～29	
2月	第45週 45 2/1～5	第46週 46 2/8～12 ※2/11	第47週 47 2/15～19	第48週 48 2/22～26 ※2/23	
3月	第49週 49 3/1～5	第50週 50 3/8～12	第51週 51 3/15～19	第52週 52 3/22～26 ※3/22	第53週 53 3/29～31

注1) ※印は祝日です。介護等体験は、連続5日間の体験を原則としておりますので、祝日の体験

(受入れ)が困難な場合は、翌週に振り替えての体験(受入れ)をお願いいたします。

注2) 令和8年度の介護等体験の実施期間は、第15週(7/6-10)から第47週(2/15-19)までです。

注3) 第40週(12/28～1/1)は、年末年始につき、実施なしの週とします。

(別表2)

種別コード表

施 設 種 別		略 記	コード
1. 児童福祉法による施設	乳児院	乳児	0501
	母子生活支援施設	母子	0502
	児童養護施設	児童養護	0503
	児童自立支援施設	自立支援	0504
	児童発達支援センター	障害児通所	0505
	障害児入所支援施設	障害児入所	0506
	放課後等デイサービス	放デイ	0507
2. 障害者総合支援法に規定する 障害福祉サービス事業	生活介護	生活介護	0701
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立訓練	0702
	就労移行支援	就労移行	0703
	就労継続支援（A型・B型）	就労継続	0704
	障害者支援施設	障害者支援	0705
3. 生活保護法による施設	救護施設	救護	0101
	更生施設	更生	0102
	生活保護法による授産施設	生活保護授産	0103
4. 老人福祉法による施設	老人デイサービスセンター	老人デイ	0201
	老人短期入所施設	短期入所	0202
	小規模多機能型居宅介護	多機能型	0203
	養護老人ホーム	養護老人	0204
	特別養護老人ホーム	特養	0205
	ケアハウス・有料老人ホーム	軽費	0206
5. 介護保険法による介護老人保健施設		老健	3000
6. 告示により指定されている施設		国立療養所	2601

(別表3)

地域コード表

市町村名	コード
山形市	30101
米沢市	30102
鶴岡市	30103
酒田市	30104
新庄市	30105
寒河江市	30106
上山市	30107
村山市	30108
長井市	30109
天童市	30110
東根市	30111
尾花沢市	30112
南陽市	30113

市町村名	コード
山辺町	30201
中山町	30202
河北町	30203
西川町	30204
朝日町	30205
大江町	30206
大石田町	30207
金山町	30208
最上町	30209
舟形町	30210
真室川町	30211
高畠町	30212
川西町	30213
小国町	30214
白鷹町	30215
飯豊町	30216
三川町	30222
遊佐町	30224
庄内町	30228

市町村名	コード
大蔵村	30301
鮭川村	30302
戸沢村	30303

〔コード表の設定について〕

1. 週間コード表

1年間を52週に分け、2桁のコード番号をつけました。

2. 種別コード表

介護等体験の対象施設にコード番号をつけました。

3. 地域コード表

別紙に記載のとおりです。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

- 第三条** 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。
 - 3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条若しくは第五十六条の二（これらの規定を同令第七十九条、第七十九条の六又は第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条若しくは第八十六条の二（これらの規定を同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設
- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設又は授産施設
- 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設
- 八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス（通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）若しくは地域密着型サービス（複合型サービスに限る。）を行う施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービ

ス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設

十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に規定する国立ハンセン病療養所等

十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設

十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設

十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により保健師の免許を受けている者

二 保健師助産師看護師法第七条の規定により助産師の免許を受けている者

三 保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている者

四 保健師助産師看護師法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 令和二年度から令和六年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。

附 則 （平成十一年三月二三日文部省令第五号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月三〇日文部省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行し、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十二年六月七日）から適用する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一四年三月一日文部科学省令第三号）

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日文部科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、第二条第六号の改正規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第六条の規定の施行の日から、同条第八号の改正規定は、独立行政法人国立重度知的障害者総合福祉施設のぞみの園の設立の日から、同条第九号の改正規定は、介護保険法の施行の日から適用する。

附 則 （平成一八年九月二五日文部科学省令第三六号）

- 1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の第二条第九号の二中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「、地域活動支援センター並びに同法附則第四十一条第一項、同法附則第四十八条又は同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）及び同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。）」とする。

附 則 （平成一九年三月三〇日文科科学省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（免許特例法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に旧盲学校等において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第二項に規定する介護等の体験を行った者に対するこの省令第二十二條の規定による改正後の免許特例法施行規則第一条の適用については、同条に規定する期間には、当該者が旧盲学校等において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧盲学校等における介護等の体験に関するこの省令第二十二條の規定による改正後の免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、改正法附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等になるものとされた特別支援学校の校長が発行するものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日文科科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、第二条第一号の改正規定中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「、障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分は平成二十四年四月一日から、同条第九号の二の改正規定は平成二十五年四月一日から適用する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、情緒障害児短期治療施設」を「、児童心理治療施設」に改める部分は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年八月一一日文科科学省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年四月一三日文部科学省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年五月七日文部科学省令第二五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年三月二五日文部科学省令第七号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月二八日文科科学省令第六号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二一日文科科学省令第五号）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の免許特例法施行規則第二条第二号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下この条において「旧医療型児童発達支援を行う施設」という。）において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により読み替えられた教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定による体験（以下この条において「介護等の体験」という。）を行った者に対する同項の規定の適用については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項において「児童福祉法等一部改正法」という。）による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第十一条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。

別記様式

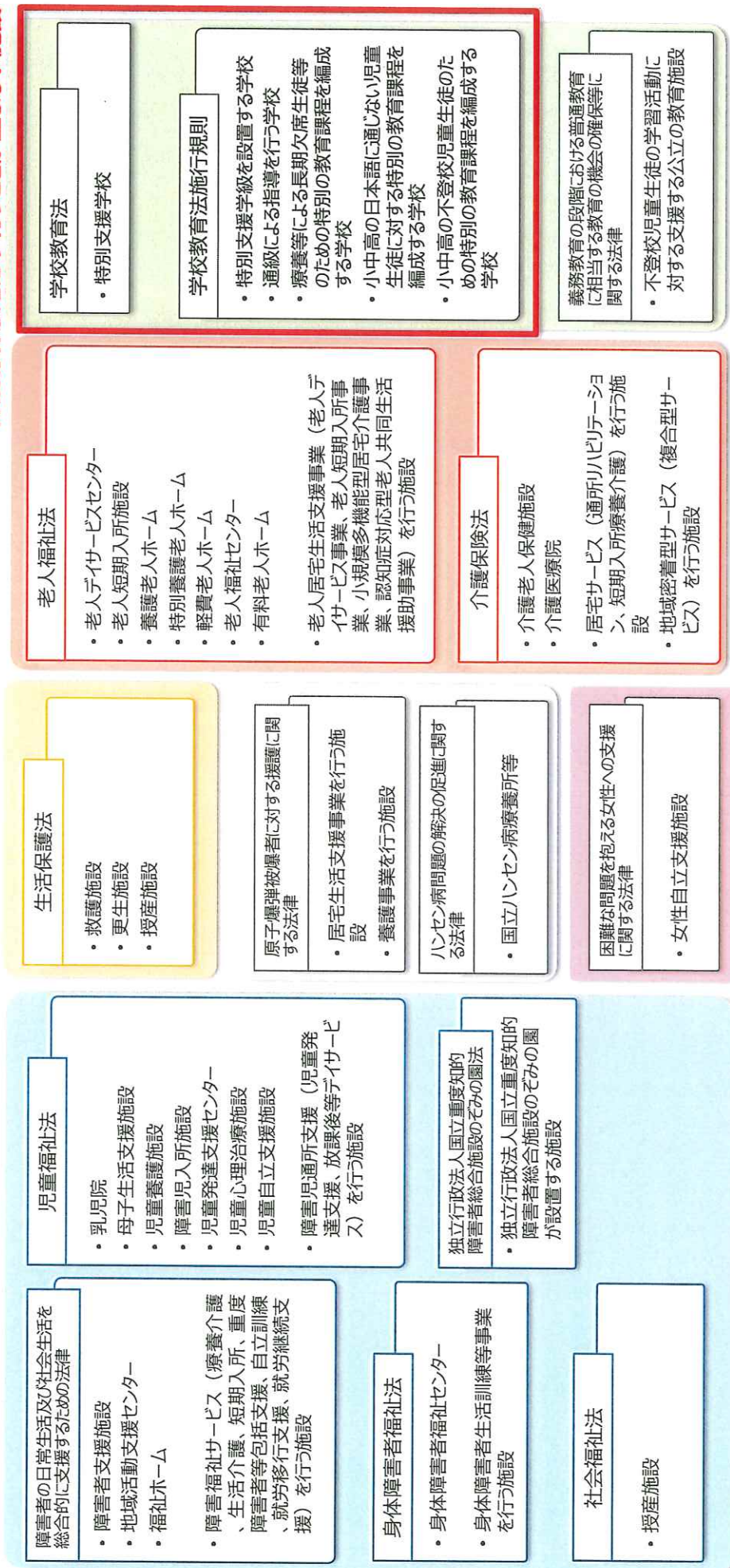
介護等体験を行うことができる施設

別添

- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」に基づき、以下の施設とする。
- 中でも、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）のいずれかについては、7日間のうちで必ず介護等体験を行うことが望ましい。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



※「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第5号）による改正後の介護等体験省令に基づく対象施設

令和8年度 義務教育教員志願者の社会福祉施設における介護等体験
年間スケジュール

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

時 期	内 容	摘 要
3月上旬	・令和8年度介護等体験実施要綱の送付	県社協 → 大学・福祉施設
4月1日 ～4月10日	・受入調整システムによる受入計画の提出 《提出期限》：4月10日（金）	福祉施設 → 県社協
4月中旬	・受入人数の調整	県社協
4月24日頃	・体験申込の案内	県社協 → 大学
4月下旬 ～5月11日	・体験希望学生の取りまとめ ・「体験申込書（様式1ー①・1ー②）」の提出 《提出期限》：5月11日（月） ※システムによる申込の場合は省略	・大学 ・大学 → 県社協
随時	・体験希望学生への事前指導	大学
5月15日 ～6月10日	・受入施設と体験希望学生のマッチング	県社協
	・受入調整システムによる直接申込 《申込期間》 県外の大学：5月15日（金）～5月29日（金） 県内の大学：6月1日（月）～6月10日（水）	大学・学生
6月19日頃	・「受入決定（変更）通知書（様式3）」の送付	県社協 → 大学・福祉施設
7月上旬 ～7月下旬	・受入施設との連絡調整 ・体験費用の送金	大学 → 福祉施設 大学 → 県社協
介護等体験 の実施	・「同意書（様式10）」の提出 ・「受入決定（変更）通知書（様式3）」の送付	学生 → 福祉施設 県社協 → 大学・福祉施設
体験終了時	・「証明書」の発行（「証明書」は学生が持参） ・受入調整システムによる終了報告の登録 ・受入調整システムによる介護等体験費用の 送金先口座の登録	福祉施設 → 学生 福祉施設 → 県社協 福祉施設 → 県社協
3月上旬	・体験費用の送金	県社協 → 福祉施設
3月下旬	・「終了報告書（様式6）」の送付	県社協 → 大学

（注）受入決定後の日程変更等については、当該「大学」と「受入施設」で調整するものとし、その結果を大学から県社協に「辞退・中止・変更報告書（様式7）」により連絡するものとする。

（注）受入決定後、辞退者等が生じた場合は、「辞退・中止・変更報告書（様式7）」を県社協に提出するものとする。

令和8年度 義務教育教員志願者の社会福祉施設における介護等体験
受入調整システムを活用した手続きの流れ

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会			大 学	
時 期	福祉施設	県 社 協 《ホームページ》		
3月 下旬～4月10日	【新規登録】 施設情報入力 ※登録済の施設は省略	施設ID・パスワード発行		
4月1日～4月10日	受入計画の入力	受入計画の登録		
4月 下旬～5月11日		大学ID・パスワード発行	【新規登録】 大学情報入力 ※登録済の大学は省略	
		学生ID・パスワード発行	学生情報入力	
			学生ID・パスワードを学生に配布 (※学生が体験申込入力を行う場合)	
①県外の大学 5月15日～5月29日 ②県内の大学 6月1日～6月10日		受入施設と体験学生のマッチング	受入日・受入施設の選択・入力 学生が個々にシステムに アクセスし、直接申込を 行うことが可能。	
6月19日頃	決定内容の確認	受入決定通知 「受入決定通知書(様式3)」	決定内容の確認	
《体験期間》 7月6日～2月19日	登録内容・申込学生の確認 必要書類のダウンロード	受入情報・申込情報の管理	登録内容・施設情報の確認 必要書類のダウンロード	
	・受入決定後の日程変更等については、当該「大学」と「受入施設」で調整し、変更確定後、「辞退・中止・変更報告書(様式7)」を大学から県社協に提出するものとする。 ・受入決定後、辞退者等が生じた場合は、「辞退・中止・変更報告書(様式7)」を大学から県社協に提出するものとする。			

体験終了時	体験終了報告・体験費用の請求 終了報告の登録 介護体験費用送金口座の登録	➡ 体験終了登録
3月下旬		体験終了報告「終了報告書(様式6)」 ➡

※ 受入調整システムを活用することで、以下のような手続きがインターネット上で可能となります。

◎ 福祉施設

- ① 施設情報・受入情報の登録・変更がインターネット上で可能。
- ② 県社協への提出書類(受入計画書・終了報告書等)をインターネット上で登録可能。
- ③ 体験学生の情報や各種必要書類を閲覧(ダウンロード)できる。

◎ 大学等

- ① 大学情報・学生情報の登録・変更がインターネット上で可能。
- ② 県社協への提出書類(体験申込書等)をインターネット上で登録可能。
- ③ 学生へID・パスワードを発行することで、学生自身が個々にシステムにアクセスし、直接申し込みを行うことが可能。
- ④ リアルタイムに表示される施設受入状況(申込状況)を確認しながら、各自の希望に沿った申し込みができる。
- ⑤ 施設情報や各種必要書類を閲覧(ダウンロード)できる。

※ 各種手続きは、原則受入調整システムにより行ってください。なお、受入調整システムを活用しなくても、所定の様式の提出により手続きは可能です。

※ 本システムに登録された個人情報、本事業を円滑に運営する目的で利用するものです。個人情報の管理については、本会個人情報保護規定および個人情報保護方針に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。(安全に情報のやり取りができるよう、本会ホームページにはSSLを用いた暗号化を施してあります。)

《 お問い合わせ先 》

〒990-0021

山形県山形市小白川町 2-3-31 (山形県総合社会福祉センター内)
社会福祉法人山形県社会福祉協議会 介護等体験担当

電話 : 023-622-5805 ファクシミリ : 023-622-5866

《 ホームページ 》 <https://www.ymgt-shakyo.org/>